

地域指定年度	平成 20 年度
計画策定年度	平成 20 年度
計画見直し年度	平成 26 年度
	令和 02 年度

## 天草農業振興地域整備計画書

令和 2 年 6 月

熊 本 県 天 草 市



## 目 次

第1 計画の位置づけ	1 -
第2 農用地利用計画	2 -
1 土地利用区分の方向	2 -
(1) 土地利用の方向	2 -
(2) 農業上の土地利用の方向	5 -
第3 農業生産基盤の整備開発計画	18 -
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	18 -
2 農業生産基盤整備開発計画	24 -
3 森林の整備その他林業の振興との関連	24 -
4 他事業との関連	24 -
第4 農用地等の保全計画	25 -
1 農用地等の保全の方向	25 -
2 農用地等保全整備計画	25 -
3 農用地等の保全のための活動	25 -
4 森林の整備その他林業の振興との関連	25 -
第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	26 -
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	26 -
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	26 -
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	27 -
2	
農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	
.....	27 -
3 森林の整備その他林業の振興との関連	28 -
第6 農業近代化施設の整備計画	29 -
1 農業近代化施設の整備の方向	29 -
(1) 米	29 -
(2) 野菜	29 -
(3) 果樹	29 -
(4) 工芸作物（葉たばこ・茶）	29 -
(5) 畜産	29 -
(6) 花き	29 -
2 農業近代化施設整備計画	30 -
3 森林の整備その他林業の振興との関連	30 -

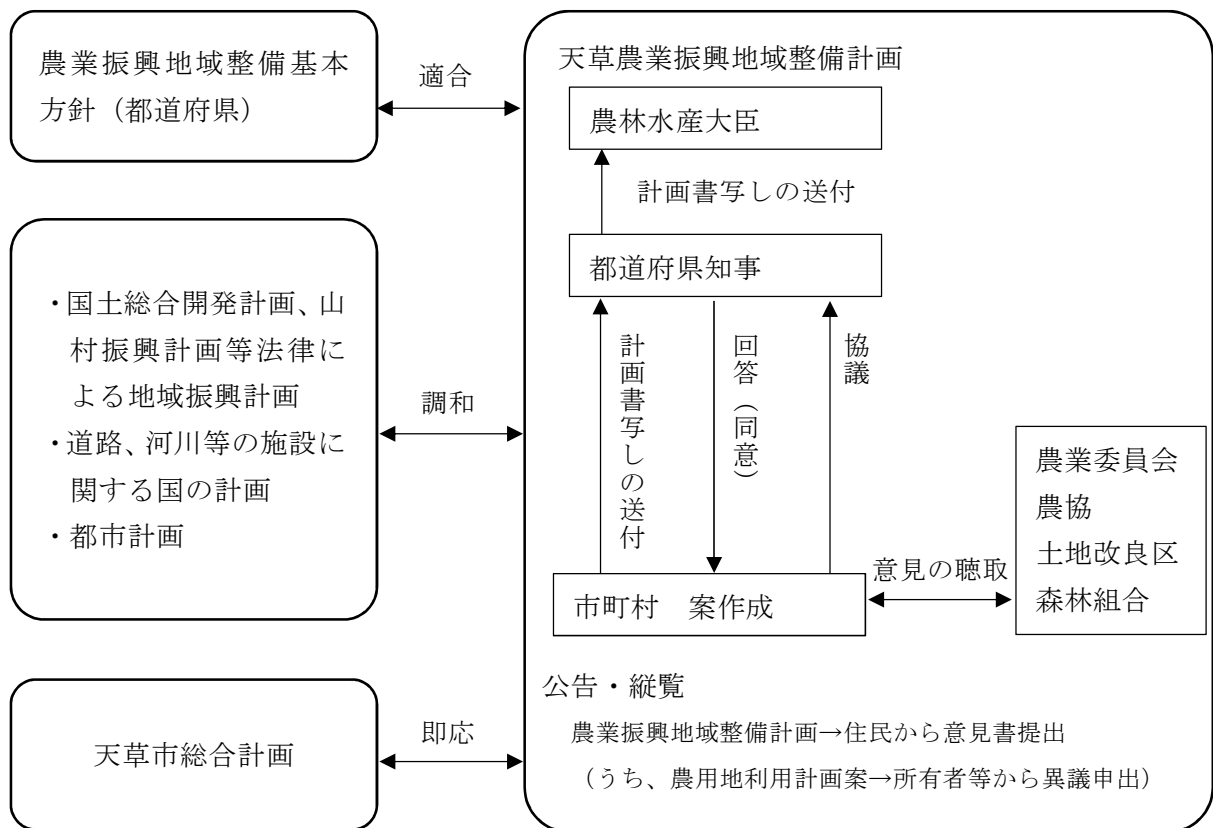
第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	31
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	31
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	31
3 農業を担うべき者のための支援の活動	31
4 森林の整備その他林業の振興との関連	31
第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画	32
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	32
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	32
3 農業従事者就業促進施設	32
4 森林の整備その他林業の振興との関連	32
第9 生活環境施設の整備計画	33
1 生活環境施設の整備の目標	33
2 生活環境施設整備計画	33
3 森林の整備その他林業の振興との関連	33
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	33
第10 付図	33

## 第1 計画の位置づけ

本計画は、農振法第1条にある「自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずる（直接の目的）ことにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与（究極の目的）すること」の実現を目指し、同法第8条に基づき定める法定計画である。

計画にあたっては、本市の最上位計画である天草市総合計画に即するとともに、農業振興地域整備基本方針等との適合を図る。

### ■計画の位置づけ



## 第2 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

本市は、熊本県の南西部に位置する天草上島・下島の約8割を占め、東シナ海、有明海及び不知火海に囲まれた温暖な海洋性の気候を呈し、総面積68,386ha（うち農業振興地域57,458ha）を有している。また、人口は82,739人（H27.10.1現在）で減少傾向にある。産業は、各産業において就業人口、生産額ともに減少傾向にある。

現在の農業振興地域の土地利用状況は、農用地8,397ha、農業用施設用地41ha、森林原野40,547ha、その他8,473haとなっている。

本地域の地理的条件を踏まえ、特に地勢上山間部の農地が多いことを考慮し、天草市総合計画に即した土地の有効利用や農業と他産業との土地利用区分の明確化を図ることを基本として、計画的合理的な秩序を確立する。

特に、農用地に関しては、農業従事者の高齢化が進む中、担い手不足が大きな課題となっているため、人・農地プランの取組を推進し、新規就農者の確保や認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積を図り、安定的で他産業並みの所得を上げる優れた農業者の育成を図る。

さらに、近年増加傾向にある耕作放棄地については、荒廃による周辺農地や景観への影響も懸念されるため、日本型直接支払交付金等を活用し、農用地区域はもとより周辺農地も含め地域ぐるみで耕作放棄地の発生防止に取り組めるよう誘導していく。

農業用施設用地に関しては、本地域の農業産出額の上位を占める畜産用施設の利用が今後も見込まれるため、周辺農地への影響等を考慮しながら計画的な土地利用に努める。

森林・原野に関しては、営農条件の悪い農用地からの転換が考えられるが、隣接耕地への影響を考慮し、植林等の保全対策を推進する。

住宅地に関しては、主に都市計画用途地域とその周辺地域で計画されるが、都市計画用途地域の拡大も予想されるため、農林漁業に関する土地利用との適正な調整を図ることとする。

工場用地に関しては、本市の農村地域工業等導入促進実施計画策定地区に誘致可能残面積が約2.5haあるため、引き続き当該地区への誘導を図り、当該地区以外においては、具体的な誘致計画もないため、それぞれの用途として活用する。

その他に関しては、(仮称)第二天草瀬戸大橋整備事業が着手され、市街地内への通過交通の抑制や広域から本渡港方面への円滑なアクセスが期待されるほか、インターチェンジ周辺部に商業施設などの沿道サービスの立地も予想される。

以上のような構想に基づき、用途間の移動は次のように設定する。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用 地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (30年)	8,397	14.6	41	0.1	40,547 (0)	70.5 (0)	8,473	14.8	57,458	100
目標 (R4年)	8,397	14.6	41	0.1	40,547 (0)	70.5 (0)	8,473	14.8	57,458	100
増 減	0		0		0		0			

(注) 1：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

( ) 内は混牧林地面積である。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 8,397ha のうち、a～c に該当する農用地約 5,938ha について、農用地区域を設定する方針である。

#### a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

#### b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・ 埋立又は干拓
- ・ 客土、暗渠排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

#### c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
  - ・ 高収益をあげているハウス団地
  - ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
  - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- 中山間地域等直接支払制度等の実施が予定されている土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が 1ha 以下の農用地

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名 称	位置 (集落名等)	面積 (ha)	土地改良施設等の種 類
該当なし			
計			

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積 (ha)	農業用施設の種類
該当なし			
計			



(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

集団的にまとまりのある農用地に囲まれた次に掲げる森林、原野は、一体として保全する。

土地の種類	所在（位置）	所有者または管理者	面積（ha）	利用しようとする用途	備考
林地・原野	本渡地域	私有地	45.6	農地保全	天然林
〃	牛深地域	〃	399.2	〃	〃
〃	有明地域	〃	47.5	〃	〃
〃	御所浦地域	〃	7.8	〃	〃
〃	倉岳地域	〃	11.4	〃	〃
〃	栖本地域	〃	0.4	〃	〃
〃	新和地域	〃	31.4	〃	〃
〃	五和地域	〃	86.5	〃	〃
〃	天草地域	〃	24.6	〃	〃
〃	河浦地域	〃	46.4	〃	〃
	計		700.6		

(注) 1：小数点の処理により、合計とは一致しない。

(注) 2：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の現況の農用地区域は 6,979ha で、その利用区分は、農地 5,879ha、採草放牧地 59ha、農業用施設用地 13ha、混牧林地 0ha、森林・原野等 1,028ha となっているが、将来においては、森林・原野等を除く農用地区域を 5,944ha とし、その利用区分については、農地 5,871ha、採草放牧地 59ha、農業用施設用地 13ha、混牧林地 0ha と見込んでいる。

将来における用途は、食糧需給の動向や緊急生産調整推進対策を踏まえ、集団的な農用地利用を基本とする。平坦部水田地帯は、凡用化を推進し、普通畑、樹園地については、農道の整備等により、農地の集団化を促進する。これらに伴い、重点作物の導入を積極的に推進し、機械化一貫作業体制を確立し、農地の用途間移動を含めた農地の流動化を図り、生産団地の育成を図る。なお、農業用施設については、生産性の向上を図るためにも、適正な配置に留意する。

単位：ha

区分 地域	農 地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
本渡地域	1,343	1,342	△1	0	0	0	0	0	0
牛深地域	738	738	0	0	0	0	0	0	0
有明地域	586	586	0	0	0	0	0	0	0
御所浦地域	167	166	△1	0	0	0	0	0	0
倉岳地域	294	294	0	0	0	0	0	0	0
栖本地域	266	268	2	0	0	0	0	0	0
新和地域	555	553	△2	0	0	0	0	0	0
五和地域	962	960	△2	10	10	0	0	0	0
天草地域	234	230	△4	23	23	0	0	0	0
河浦地域	734	734	0	26	26	0	0	0	0
計	5,879 (5,271)	5,871 (5,271)	△8 (0)	59	59	0	0	0	0

区分 地域	農業用施設用地			計			森林・原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
本渡地域	5	5	0	1,348	1,346	△2	189
牛深地域	0	0	0	738	738	0	409
有明地域	0	0	0	586	586	0	73
御所浦地域	0	0	0	167	166	△1	7
倉岳地域	2	2	0	296	296	0	16
栖本地域	1	1	0	267	269	2	2
新和地域	4	4	0	558	557	△1	51
五和地域	0	0	0	971	970	△1	99
天草地域	1	1	0	258	254	△4	31
河浦地域	1	1	0	762	762	0	152
計	13	13	0	5,951	5,944	△7	1,028

(注) 1：( )内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。

(注) 2：小数点の処理により、合計とは一致しない。

## イ 用途区分の構想

### 【本渡地域】

#### ① 志柿地区

この地区は山から海へと漸進した段階状の農地がほとんどで、海岸地帯に水田（水稲）が広がっている。農用地区域は、農地 137.1ha、農業用施設用地 0.1ha、森林原野等 9.8ha となっている。樹園地においてはハウス（デコポン）設置、優良系統への更新を図りながら農用地区域として集団性の阻害がないように推進する。

#### ② 下浦地区

この地区は、山から海へと漸進した階段状の農地がほとんどであり、本地域の果樹地帯である。農用地区域は、農地 280.5ha、農業用施設用地 0.7ha、森林原野等 24.4ha となっている。

果樹（ボンカン）を中心に水稲との複合経営であるが、県営で実施したほ場整備では、大区画ほ場を中心に、営農組合による作業受託、機械化により水稲、麦、大豆を基幹作物とした集落営農が行なわれており、今後は品質の向上と安定した生産を目指す。畑、樹園地については、より高い農業経営を目指しており、今後とも農用地区域として確保し、合理的土地利用を推進する。

#### ③ 佐伊津地区

この地区は、県営パイロット事業、水田ほ場整備事業の他、畜産（牛）、果樹等の農業基盤整備が進んだ地区であるが、一部はリゾート法に基づく転用と樹園地の廃園もみられる。国道 324 号バイパスの開通及び都市計画区域内における宅地等の進展に伴い、農用地区域は、農地 183.8ha、農業用施設用地 2.3ha、森林原野等 19.3ha となっている。

#### ④ 本渡地区

この地区は、都市計画区域の用途地域に接した地区である。農用地区域は、農地 141.9ha、農業用施設用地 0.2ha、森林原野等 10.8ha となっている。

今後も混住化が進展すると予測されるので、住宅等用地と農地のすみ分け、及び排水対策の調整を行いながら、優良農地の確保と集団性の阻害がないよう計画的な土地利用を推進する。

#### ⑤ 亀場地区

この地区は本渡地区と同様に、今後宅地化の進展が予想される地区である。国道 266 号に沿った地区は、ほ場整備が完了し、一部の山間部に今後整備の可能性を残した地区があるが、その他山手の階段状農地は集団的なまとまりは少ない。

農用地区域は、農地 37.9ha、農業用施設用地 0.2ha、森林原野等 13.0ha となっており、優良農用地の確保と集団性を阻害しないよう集落における話し合いを進め、合理的な土地利用を推進する。

#### ⑥ 本町地区

この地区は純農村地帯であるが、急峻な山裾の階段状農地の水田は、ほとんどがほ場整備が完了しており、山間部の棚田も一部ほ場整備が行われている。

こうした地区を中心に水稲、野菜、畜産（牛）に一部葉たばこを加えた複合経営が営まれている。農地の林地化や県道本渡五和線沿線で混住化が進展しているが、農用地区域は、農地 161.9ha、農業用施設用地 0.3ha、森林原野等 11.7ha となっており、今後とも優良農地として確保し、合理的な土地利用を推進する。

#### ⑦ 栢宇土地地区

この地区は、国道 266 号沿いのほ場整備が完了した農地と山間部の河川沿いに階段状に形成されている農地がある地区である。

農用地区域は、農地 108.2ha、農業用施設用地 0.3ha、森林原野等 9.8ha となっており、今後も施設栽培を含めた野菜産地としての農業推進と、優良農用地の確保、集団性の維持により合理的な土地利用を推進する。

#### ⑧ 楠浦地区

この地区は、なだらかな丘陵地帯の畑と隣接した水田のまとまりがある本市の農村地帯である。方原川沿いの水田のほ場整備と畑地の灌漑事業は終了しており、県営によるほ場整備は平成 25 年度完了している。

農用地区域は、農地 174.2ha、農業用施設用地 0.4ha、森林原野等 72.9ha となっており、今後とも優良農用地の確保と、営農組合を中心とした担い手による土地の合理的利用を推進する。

#### ⑨ 宮地岳地区

この地区は、急峻な山間部に農地が延びているが、ほ場整備に積極的に取り組んでおり、本市で最も整備率の高い地区となっている。農用地区域は、農地 117.3ha、農業用施設用地 0.4ha、森林原野等 17.4ha となっている。集落営農を推進するため、営農組合が組織され、大豆、そば、飼料作物等大型機械を利用した受委託体制を地区ぐるみで取り組んでおり、今後とも優良農用地の確保と土地の高度利用を推進する。

### 【牛深地域】

#### ① 牛深地区

この地区は、地域の西南部に位置した海岸急傾斜地であったことから、海岸部の埋め立てが行われ、主に漁港、港湾、流通、商業機能が集中し市街地に整備され、農用地は山間部に点在している。農用地区域は、農地 19.0ha、森林原野等 0.4ha となっている。無霜地帯である砂月地区は、年中通じて温暖な地区であることから、インゲンやジャガイモなど豆類芋類の栽培が行われており、今後も農業高収益化と土地の高度利用を進める。

#### ② 魚貫地区

この地域は、地域西部に位置し、一つの港湾と一つの漁港があり二つの細い入り江が形成されている。牛深地区と同じく農用地が山間に点在している。農用地区域は、農地 42.0ha、農業用施設用地 0.1ha、森林原野等 85.7ha となっている。田は平坦な河川流域に広がる福津地区や魚貫崎地区のほ場整備地帯を今後も水田（水稲）地帯として利用する。また、里浦地区で造成された樹園地や権現山中腹の樹園地についても高

付加価値型果樹類（デコポン）の導入を図りながら利用を進める。

### ③ 二浦地区

この地区は、二つの大きな入り江が広がり、それに沿う形で比較的広い水田地帯が形成されている。農用地区域は、農地 123.2ha、森林原野等 95.7ha となっている。亀浦地区及び早浦地区は比較的まとまった農用地があり、田畑ともに生産性が高い。今後設備化や農道整備を進めながら優良農用地として確保し、高度利用を推進する。また、多面的機能支払事業を導入し環境保全型農業の推進、用水路や河川の浄化活動、農村景観の向上に取り組む。

### ④ 深海地区

この地区は、三つの入り江とそこに発達した漁港、その周辺に形成された集落からなっており、その背後に樹園地が切り開かれている。農用地区域は、農地 283.1ha、森林原野等 95.6ha となっている。下平地区は急速に基盤整備事業が進んでおり、担い手農家の存在と相まって今後の水田（水稻）農業の重点地区として期待されている。

本郷地区や下平地区、浅海地区、及び六郎次山中腹の樹園地は、果樹類（温州ミカン、晩柑）の代表的な生産地であり、樹園地の整備が進んでいる地域である。今後もテラス面積拡充のための土地基盤整備事業や園内作業道などの整備を進め、また、農地流動化事業により貸し借り、売買、交換分合等を促しながら優良農地としてその確保を図る。

### ⑤ 久玉地区

この地区は、中央を国道が走り、久玉浦を中心に水産加工場が集積し、その対岸には公共施設や、埋め立て造成地が広がっているが、一方で農用地面積の多いところでもあり、水田（水稻）、樹園地（晩柑）とも優良農地を多く含んでおり、農用地区域は、農地 270.7ha、森林原野等 131.7ha となっている。

内の原地区、中の浦地区では、中山間地域総合整備事業、新農業構造改善事業等による区画整備が完了。無霜地帯である大ノ浦地区においても同じく区画整理が完了していることから、今後は、インゲン、スナップ、ミニトマトを中心とした高付加価値野菜生産の拠点化を進める。また、新田地区では、海岸部の遊水池に近い部分や隣接河川からの湧水による排水不良田に暗渠排水工事を実施した。

また、国営羊角湾土地改良事業で造成した樹園地は、南向きで比較的穏やかな地形を有した果樹（デコポン）や野菜（トマト）栽培に適した優良農地であり、地権者の協力を得ながら再整備の方法を検討し、有効利用につなげたい。

## 【有明地域】

### ① 楠甫地区

この地区は、干拓によって拓けた水田地帯と山間に伸びた農地、山間傾斜地に介在する樹園地帯からなり、農用地区域は、農地 108.0ha、森林原野等 5.5ha となっている。経営類型としては、果樹（デコポン）専業経営のほか、水稻＋葉たばこ、水稻＋野菜、水稻＋花き、水稻＋肉用牛の複合経営がある。

水田地帯においては、水稻単作が主であるが、県営ほ場整備事業における区画整理、県営水田農業支援緊急整備事業における暗渠排水等、生産性の向上に向けた基盤整備を実施していることから、水稻を中心として、土地利用型作物や野菜等との高度利用

を推進する。

## ② 大浦地区

この地区は、ほ場整備事業により整備した水田地帯と山間に伸びた農地、山間傾斜地に介在する樹園地帯からなり、農用地区域は、農地 48.9ha、森林原野等 12.9ha となっている。経営類型としては、果樹（デコポン）専業経営のほか、水稲＋葉たばこ、水稲＋野菜の複合経営がある。また、海岸部においては、草地畜産基盤整備事業により造成された畑地において、飼料用米（WCS）の作付けが行われている。

水田地帯においては、水稲を中心として、土地利用型作物や野菜、葉たばこ等との高度利用を推進する。

果樹地帯においては、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

## ③ 須子地区

この地区は、ほ場整備事業により整備された水田地帯と山間に伸びた農地、山間傾斜地に介在する樹園地帯からなり、農用地区域は、農地 42.4ha、森林原野等 8.6ha となっている。経営類型としては、果樹（デコポン）専業経営のほか、水稲＋野菜の複合経営がある。

水田地帯においては、水稲単作が主であるが、土地利用型作物や野菜等との高度利用を推進する。

果樹地帯においては、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

## ④ 赤崎地区

この地区は、ほ場整備事業により整備された一部の水田と山間に伸びた狭小な農地、山間の斜面を利用した樹園地帯からなり、農用地区域は、農地 106.8ha、森林原野等 8.9ha となっている。経営類型としては、果樹（デコポン）専業経営のほか、水稲＋野菜、水稲＋肉用牛の複合経営がある。

果樹（デコポン）においては、地域有数の樹園地帯であることから、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

## ⑤ 上津浦地区

この地区は、干拓によって拓けた水田地帯と山間に伸びた農地、山間傾斜地に介在する樹園地帯からなり、農用地区域は、農地 91.1ha、森林原野等 4.3ha となっている。経営類型としては、果樹（デコポン）専業経営のほか、水稲＋野菜の複合経営がある。

水田地帯においては、水稲単作が主であるが、土地利用型作物や野菜等との高度利用を推進する。

果樹地帯においては、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

## ⑥ 下津浦地区

この地区は、干拓によって拓けた水田地帯と山間に伸びた農地、山間傾斜地に介在する樹園地帯からなり、農用地区域は、農地 65.4ha、森林原野等 26.8ha となっている。経営類型としては、果樹（デコポン）専業経営のほか、水稲＋野菜、水稲＋花き、水稲＋肉用牛の複合経営がある。

水田地帯においては、県営水田農業支援緊急整備事業により区画整理が実施されていることから、水稻を中心として、土地利用型作物や野菜等との高度利用を推進する。

果樹地帯においては、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

#### ⑦ 島子地区

この地区は、ほ場整備事業により整備された水田と山間に伸びた農地、山間傾斜地に介在する樹園地帯からなり、農用地区域は、農地 123.5ha、森林原野等 5.9ha となっている。経営類型としては、果樹（デコポン）専業経営のほか、水稻＋野菜、水稻＋肉用牛の複合経営がある。

果樹（デコポン）においては、地域有数の樹園地帯であることから、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。また、国道 324 号沿いにおいて、一部混住化が進んでおり、優良農用地の確保と集団性を阻害しないよう集落における話し合いを進め、合理的土地利用を推進する。

### 【御所浦地域】

#### ① 御所浦島地区

この地区は、御所浦町最大の島である。島特有の急傾斜を利用した帯状の階段畑に甘夏ミカンを中心とした果樹園が、唐木崎、元浦、大浦、外平地区を中心に集団的に利用されている。農用地区域は、農地 130.3ha、森林原野等 3.7ha となっており、今後も農地の保全と合理的利用を図る。

#### ② 牧島地区

この地区の農地も傾斜を利用した帯状の階段畑であり、集落近くの自家消費の菜園畑と甘夏ミカンを中心とした果樹園に利用されてきたが、農家の高齢化、兼業化、諸般の農業諸情勢により廃園、山林化が目立っている。長浦地区においては、集団的に果樹園に利用されている。農用地区域は、農地 21.1ha、森林原野等 3.4ha となっており、今後も農地の保全と合理的利用を図る。

#### ③ 横浦島地区

この地区の農地は傾斜が強く果樹園等に利用されてきたが、牧島地区と同様に廃園、山林化が目立ってきている。集落近くに自家消費の菜園畑と果樹園（甘夏）が点在している。農用地区域は、農地 16.0ha となっており、今後も農地の保全と合理的利用を図る。

### 【倉岳地域】

#### ① 浦地区

この地区は、浦川水系に属し、農用地区域は、農地 139.1ha、農業用施設用地 0.6ha、森林原野等 1.8ha となっており、うち平坦部の農用地については、水田としてすでに区画整理がなされているが、約半分が大雨時に冠水状態となり災害を受けやすいため、土地改良を必要としている。冠水を免れる区域では、一部裏作としてレタス、インゲン、オクラ等が栽培され、農地集団化を形成している。今後は、施設園芸をさらに推進し、今後とも優良農地として保全する。

浦川、上、中流及び名桐川に沿った傾斜度 3～8 度の農用地については、災害復旧事業等により整備がなされ、米を主にレタス、インゲン、オクラ等の栽培を推進する。

果樹園については、農道の整備と併せ、果樹生産団地として保全する。

## ② 棚底地区

この地区は、緩傾斜地区であり、農用地区域は、農地 92.8ha、農業用施設用地 0.3ha、森林原野等 12.2ha となっている。本地域中央を流れる棚底川水系の比較的平坦な田は、区画整理及び農道の整備も進み、水利条件にも恵まれているため、水稻を主に、葉たばこ、レタス、オクラ、イチゴ、飼料作物等が栽培されている。今後は、野菜類、葉たばこ、飼料等を主として輪作体系を確立し、産地形成を図る。また、黒毛和牛の生産団地としても推進する。

目玉、尾串、鳴川地区の田は、区画整理されており、田及び葉たばこを今後も確保しながら保全する。また、樹園地では、果樹園再編対策事業により一部廃園、植林がなされているが、維持保全していく。

## ③ 宮田地区

この地区は、緩傾斜地区であり、農用地区域は、農地 62.2ha、農業用施設用地 1.0ha、森林原野等 1.7ha となっており、才津原川水系の緩傾斜の田については、ほ場整備や農道の整備はモデル集落整備事業により完備されており、葉たばこ、野菜（レタス、インゲン、イチゴ、畜産（牛）と複合経営により産地形成され、今後も優良農地として保全する。

砥石川、坂田川、宮田川流域に広がる田については、基盤整備は済んでいるが、農道等の整備の遅れや後継者の高齢化に伴い荒廃が目立つようになった。今後は、基盤整備等を行い、野菜（レタス、オクラ）、花きを中心に産地形成を図る。

## 【栖本地域】

### ① 河内地区

この地区は、河内川水系の上流に属し、農用地区域は、農地 78.4ha、農業用施設用地 0.2ha、森林原野等 0.2ha となっている。土地改良事業完了地域には、水稻及び野菜が作付けされ農地の高度利用がなされているので、現在の利用方法を維持していく。畑には、主に果樹（デコポン）が栽培されている。山間迫田に点在している水田（水稻）は、土地改良事業も困難であるが維持保全していく。

### ② 打田地区

この地区は、河内川中・下流域に属し、農用地区域は、農地 28.0ha となっており、平坦部が水田で表作が葉たばこで、裏作に水稻が栽培され高度利用されている。平坦部の農用地については、土地利用型作物の農地として利用していく。山間部の農用地は畑があり、樹園地として中晩柑類が栽培されている。山間部の畑については樹園地として維持保全していく。

### ③ 馬場地区

この地区は、河内川下流域の西側及び白洲川下流域に属し、農用地区域は、農地 67.7ha、森林原野等 0.5ha となっており、平坦部の農用地については、土地改良事業により整備されており、水稻及び葉たばこ栽培が行なわれ、山間部農用地は主に樹園地で晩柑類等の利用を図る。

### ④ 湯船原地区

この地区は、河内川下流域の東側に位置し、農用地区域は、農地 42.5ha、農業用施



設用地 0.4ha、森林原野等 0.2ha となっており、主に水稲と葉たばこ、水稲と飼料作物が栽培されている。今後、土地利用型作物の栽培に利用していく。

#### ⑤ 古江地区

この地区は、アミダ川流域及び稚児崎川流域に属し、農用地区域は、農地 49.8ha、森林原野等 0.6ha となっており、土地改良事業及びため池整備事業による水利の確保もできているので、水稲及び葉たばこ、野菜（トマト）、飼料作物の栽培に利用する。

### 【新和地域】

#### ① 小宮地地区

この地区は、流合川水系に属し、農用地区域は、農地 250.8ha、農業用施設用地 0.2ha、森林原野等 20.5ha となっており、平坦部及びその周辺の農用地については、昭和 54 年から平成 2 年にかけて区画整理を施行してあり、稲作・露地野菜（ダイコン）・施設園芸（トマト）が行われている。現在、農業法人が参入し、露地野菜栽培（ハウス団地による集団営農）が盛んに行われている。そのうち小宮地新田地区は、水稲及び転作（施設園芸等の集団化）・露地野菜栽培等を推進し、認定農業者や担い手農家の育成・確保を図る。

また、馬場上地区には養豚施設（繁殖・肥育一貫）があり、今後とも施設整備を充実する必要がある。

宮地浦地区の宮地浦新田川・浦川・中波江川・田ノ浦川水系の農用地については、基盤整備事業等を実施して農業の近代化を図り、水稲及び露地野菜（ハクサイ）栽培等の推進と後継者を育成する。

海岸線に面した宮南地区の農用地については、大部分が 1/5 の傾斜度の農用地であるため、農地造成及び農道整備を実施し、稲作から果樹（晩柑）及び野菜（ハウレンソウ）栽培等の推進を図る。

#### ② 大宮地地区

この地区は、大宮地川水系に属し、農用地区域は、農地 79.2ha、農業用施設用地 1.0ha、森林原野等 11.4ha となっており、平坦部の農用地については、昭和 46 年から平成元年にかけて区画整理事業が実施されている。

大宮地新田地区は、稲作と施設園芸（キュウリ）が作付されており、施設園芸の拡大を図る。中鶴地区は、稲作が中心であるが、引き続き露地野菜（カボチャ）栽培の転作等の推進を図る。浪床地区は稲作と施設園芸（イチゴ）が行われており、今後とも施設園芸の推進を図る。中山地区は、稲作が中心であるが露地野菜栽培への転換を図る。

県道大宮地・宮地岳線の平家城山腹の森林に囲まれた農用地については、茶・みかん・水稲・野菜（カボチャ）等が栽培されているが、小規模に分散しているので将来は農道の整備を推進していく。また、平家城畜産団地は、本地域における畜産の中核的役割を担う地域として位置づけていく。

#### ③ 大多尾地区

この地区は、新和地域の東側に位置し、農用地区域は、農地 136.2ha、農業用施設用地 2.3ha、森林原野等 6.1ha となっている。

南部の農用地については、海岸に面した温暖な気象条件に恵まれており、大部分が

傾斜度 1/5 ではあるが、農道等の整備が実施されている。現在は樹園地として経営されており、その他の農用地については、稲作から果樹（晩柑）及び野菜（オクラ）栽培等へと転換を図る。

本地区北部の農用地については、南部と同様の自然条件で樹園地の農地造成も実施され、樹園地や繁殖牛の放牧地（芝草地）として利用されている。田は、後継者の利用促進のため基盤整備事業等を実施する必要があると考えられる。その他の田に関しては、施設園芸（デコボン）等への転換を図る。

離島である横島地区の農用地については、樹園地や繁殖牛の放牧地（芝草地）として利用され、今後も確保する。

#### ④ 中田地区

この地区は、中田川水系、田導寺川水系及び宇土川水系に属し、農用地区域は、農地 27.8ha、森林原野等 4.9ha となっている。

中田川水系及び田導寺川水系では区画整理が実施しており、農地の利用集積を行い稲作及び裏作・転作の推進を図る。宇土川水系に隣接する田では稲作及び露地野菜（ダイコン）栽培を推進し、樹園地についても確保する。

#### ⑤ 碓石地区

碓石川水系に属する本地区の農用地区域は、農地 60.9ha、森林原野等 8.3ha となっており、平坦部の農用地では区画整備を実施しており、さらに、平成 10 年から 15 年までに担い手の育成・確保及び農業の近代化を図るため基盤整備が実施された。本地区は、稲作中心であるが野菜（オクラ）栽培及び工芸作物への転換を促進し、その他の優良農地についても農用地として確保を図る。

楠原台地の農用地については、樹園地として農地造成されており、残りの山林についても造成し、茶・果樹園（温州ミカン）・野菜（カボチャ）等の栽培を推進する。

### 【五和地域】

#### ① 御領地区

この地区は、五和地域の南東部に位置し、農用地区域は、農地 361.2ha、農業用施設用地 0.1ha、森林原野等 27.9ha となっている。

同地区に流れる山の口川、貝津川、中州川、馬場川、北山浦川水系に属する水田については、それぞれが比較的まとまっているため団地性があるが、用排水路等の整備が遅れている。今後は、現在実施している区画整理事業等によって造成された農地の汎用化を図り利用を促進する。

小串、貝津地区の台地には畑地帯は普通畑が広がっている。今後は、区画整理事業等により農地の集団化を促進し、農業の生産性の向上を図る。

松崎、弓田越に広がる台地は天草でも最も肥沃な畑地として、早くから野菜（キュウリ）園芸が発達している。今後、生産性の向上をさらに促進するため、土地基盤整備、農地の集団化等の農家の意向を踏まえた施策を講じることにより、生産性の向上を図る。

#### ② 鬼池地区

この地区は、五和地域の北東部に位置し、農用地区域は、農地 108.2ha、森林原野等 3.6ha となっている。

鬼池川、宮津川水系の水田は、農家の高齢化及び区画整理の遅れから休耕田が増えてきている。今後は、現在の農地利用を維持するため後継者の育成や農地の流動化の推進を図る。

### ③ 二江地区

この地区は、五和地域の北西部に位置し、農用地区域は、農地 73.4ha、森林原野等 7.5ha となっている。

田向地区は、内野川水系に属しており、内野川河川改修と一体的に行った区画整理も済んでいる。今後は、ハウス施設等の導入を図り、合理的な土地利用を推進する。

通詞島の畑は丘陵地にあり、海に面している無霜地帯で集团的にまとまっている。今後は平成 9 年度に完成した交流施設と連携し、体験農園・花園等の農地として合理的な利用を図る。

### ④ 手野地区

この地区は、五和地域の中西部に位置し、農用地区域は、農地 215.0ha、採草放牧地 1.9ha、森林原野等 26.9ha となっている。

内野川水系に属するこの地区の水田は、これまで内野川の氾濫のたびに被害を受け生産性の低下を余儀なくされていたが、内野川河川改修と一体的に行った区画整理も完了し、大型機械の導入も可能となり、露地野菜・葉たばこ・飼料作物（WCS）等の汎用的な農業生産団地を形成している。今後は、地元の生産組合等と協力し、現在の生産体制の維持を図る。

大渡、西瓜木場、山浦、九両地区の樹園地は、後継者の育成や農地の流動化により現在の農地利用の維持を図る。

### ⑤ 城河原地区

この地区は、五和地域の南西部に位置し、農用地区域は、農地 203.7ha、採草放牧地 7.9ha、森林原野等 32.6ha となっている。

内野川水系については、河川改修とともに水田を汎用化するため、区画整理を行った。今後は、地元の生産組合等を中心に現在の農地利用の維持を図る。

打越、荒河内地区の樹園地は、ほぼ荒地化している。今後は、後継者の育成や農地の流動化により、現在の農地利用の維持を図る。

## 【天草地域】

### ① 福連木地区

この地区は、下津深江川上流に属し、農用地区域は、農地 65.3ha となっており、うち平坦部を中心とした農用地については、構造政策推進モデル整備事業と中山間地域総合整備事業により田の区画整理がなされた。米の裏作としてカボチャ、飼料作物（ソルガム）等が栽培されており、今後も優良農地として保全する。畑はインゲン、オオバ、シシトウ、飼料畑等として利用する。樹園地については、今後も、農道の整備等と行い保全を図る。

### ② 下田地区

この地区は、下津深江川下流及び小田床川水系に属し、農用地区域は、農地 24.2ha、農業用施設用地 0.1ha、森林原野等 1.3 ha となっており、果樹（デコポン）と水稻との複合経営が中心である。

下津深江川下流の田は、現況どおり利用する。小田床川水系の緩傾斜の田については、山村振興事業等により区画整理を完了し、裏作として飼料作物（イタリアンライグラス）等が栽培されており、今後も優良農地として保全する。畑については、小規模で点在しているが、今後も現況どおり利用する。樹園地については、一部廃園もあるが、農道の整備等と併せ果樹生産団地として保全してゆく。

### ③ 高浜地区

この地区は、高浜川・大河内川水系に属し、農用地区域は、農地 47.1ha、採草放牧地 22.3ha、農業用施設用地 0.05ha、森林原野等 23.9ha となっている。

高浜川・大河内川流域の平坦地は土地改良事業により区画整理も完了しており、優良農用地として保全する。また、施設園芸ではミニトマトやデコポン、亜熱帯果樹のマンゴー等の栽培も行われており、今後も施設園芸の生産団地として保全する。

### ④ 大江地区

本地区は緩傾斜地であり、農用地区域は、農地 97.0ha、採草放牧地 1.1ha、農業用施設用地 0.4ha、森林原野等 5.8ha となっており、米を主に野菜（バレイショ、インゲン、ピーマン、シシトウ）、養豚との複合経営により産地形成されている。

木原団地では県営の中山間地域総合整備事業により整備され灌漑設備も整った。現在はバレイショを中心にした単一栽培が行われているが、今後は、灌漑設備を利用した新規作物を導入し、あわせて土壌改良や裏作の導入により農地の周年利用に取り組んでゆく。果樹園は露地が殆ど減少したが、デコポン、亜熱帯果樹のマンゴー等の施設栽培が行われており、今後とも果樹生産団地として保全する。

## 【河浦地域】

### ① 新合地区

この地区は、一町田川水系に属し、農用地区域は、農地 115.6ha、農業用施設用地 0.2ha、森林原野等 10.6ha となっており、汎用田として既に基盤整備がなされている。早期・普通水稻、飼料作物（WCS用稲）、トマト等が栽培されており今後とも農地としての利用を促進する。

### ② 一町田地区

この地区は、一町田川・今田川水系に属し、農用地区域は、農地 515.8ha、採草放牧地 26.0ha、農業用施設用地 1.2ha、森林原野等 122.3ha となっている。

今田川水系に属する農用地については、汎用田として既に基盤整備がなされている。主に早期水稻等が栽培されており今後とも農用地としての利用を促進する。

一町田川下流から羊角湾沿いに広がる平坦部の農用地は、県営土地改良総合整備事業等により全てのほ場の基盤整備がなされており、河浦地域の穀倉地帯として早期・普通水稻、小麦、キュウリ、飼料作物（WCS用稲）等が栽培されている。6次産業型農業経営を主体に個別経営体の育成強化と、集落営農体制等による活性化を図る。

国営羊角湾開拓パイロット事業に係る下田中村団地、路木団地、古江団地、久留団地、平野団地、今田団地、十三野団地については、主にミカンの栽培や放牧地として既に利用されていたが、今後は広大な遊休農用地を活用して新規作物の導入や放牧地としての利用を促進する。

### ③ 富津地区

この地区は、大川内川・今富川・小島川水系に属し、農用地区域は、農地 35.7ha、森林原野等 3.2ha となっている。

大川内川・今富川に属する農用地については、汎用田としての条件の整備が相当進められており、今後とも農地としての利用を促進する。

小島川に属する農用地については基盤整備がなされており、汎用田として今後も利用を促進する。

#### ④ 宮野河内地区

この地区は、本郷川・西高根川水系に属し、農用地区域は、農地 67.1ha、森林原野等 15.6ha となっている。

八代海に面した斜面に広がる農用地については、汎用畑のデコポン等を中心とした産地形成がなされているため、今後も農道、作業道、防風施設、加温ハウス等の生産基盤の整備を進め、優良産地育成を目的とした農地の利用を促進する。

### 第3 農業生産基盤の整備開発計画

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地区域は6,979haで、土地利用の内訳は農地5,879ha、採草放牧地59ha、農業用施設用地13ha、農用地区域に囲まれた森林原野等1,028haとなっている。

農業振興地域内水田の生産基盤整備率は42.1%であり、未整備地区が多い。平坦地域の水田大規模ほ場整備の推進はもちろん、山間部についても集落内での話し合いに基づき、計画的に推進し、集团的農地の整備、保全を図るとともに、用排水路等の改良整備を行い、生産条件の改善を図る。また、整備及び開発にあたっては、生態系や自然環境の保全、優れた農業・農村が有する多面的機能の維持増進が図られるよう計画段階から地域の実情に応じたきめ細かい配慮に努めるとともに、自然環境・生活環境を損なわない手法と住民の理解の下で整備を行うよう留意する。

##### 【本渡地域】

###### ① 志柿地区

この地区では、園内作業路をはじめとする樹園地の基盤整備を促進し、デコポン等の高付加価値製品の安定生産を図る。

###### ② 下浦地区

ほ場整備が行われ、大区画ほ場を中心に営農組合で受託している。樹園地は、果樹（デコポン）地帯であるため、樹園地の基盤整備の促進し、余剰労働力を営農組合のオペレーターとして活用しながら、集落営農のモデル地区として確立していく。

###### ③ 佐伊津地区

ほ場整備された田では、農家と畜産（牛）農家により飼料用稲の取り組みがされており、農地の高度利用が進められている。一方、県営の農地造成事業をはじめ、その他の農地については、土地利用率の向上と作物別集団化、協働作業体系の推進を図る。

###### ④ 本渡地区

本地区のうち、昭和62年度にほ場整備事業を実施した集团的まとまりのある農地については、基盤ができています。その他の農用地は、都市計画用途区域に隣接しているため、住宅の混住化が進み、生活用水と雑排水が田に流入している現状から、集落排水と農業用排水の整備を図る。山間部にある農地については、農業生産性の向上を図るための農道の整備を行い、農家経営の安定化を図る。

###### ⑤ 亀場地区

この地区は、主な水田地帯でほ場整備が実施されている。その他の農用地については、今後混住化が進むと考えられるため、集落排水と農業用排水の分離により、優良農地の保全を図る。

###### ⑥ 本町地区

この地区は、ほ場整備が実施されている。今後も営農組合を中心に、水田の汎用化を促進し、転作に対応するため、葉たばこ作後の飼料用稲栽培、ハウス施設の活用を促進し、収益性の高い農業を目指す。山間部の農地については、平成25年度より県営ほ場整備事業を継続して推進しており、農道整備もあわせて行い、農家経営の安定を図る。

###### ⑦ 戸宇土地区

この地区は、ほ場整備が実施されており、野菜（カボチャ）等の生産が行われている。

が、土地利用率は全体的に低い。今後は、畜産を含めた裏作作物の導入により、土地生産性を高め、経営の安定化を図る。山間部農地については、平成25年度より県営ほ場整備事業を継続して推進している。

⑧ 楠浦地区

この地区は、ほ場整備が実施されており、集团的まとまりのある優良の農業地域であり、今後も営農組合を中心に、農地の保全と経営安定を目指した作物の導入、定着化を図る。

⑨ 宮地岳地区

この地区は、ほ場整備が実施されている。ほ場整備地区を中心に営農組合が中心となり、集落全体での営農に取り組んでおり、今後も営農組合を中心に、農業経営の安定と優良農地の保全を図る。

**【牛深地域】**

① 牛深地区

この地区は、農地が点在しており、畑は温暖で無霜地帯である砂月地区においてインゲンやジャガイモなど豆類芋類の栽培が行われており、今後、施設化を進め野菜振興地区として利用を進める。

② 魚貫地区

この地区は、平地が少なく主に山間部に農地が点在しており、田は平坦な河川流域に広がる福津地区や魚貫崎地区のほ場整備地帯を今後も水田地帯として利用する。また、里浦地区で造成された樹園地や権現山中腹の樹園地についても高付加価値型果樹類の導入を図りながら利用を進める。

③ 二浦地区

この地区は、比較的まとまった農地があり、田畑ともに生産性が高い。今後施設化や農道整備を進めながら優良農用地として確保し、高度利用を推進する。また、多面的機能支払事業を導入し環境保全型農業の推進、用水路や河川の浄化活動、農村景観の向上に取り組む。

④ 深海地区

この地区は、急速に基盤整備事業が進んでいる。樹園地（温州ミカン、晩柑）が多い地区であるが、作業道等の整備は比較的進んでいる。今後もテラス面積拡充のための土地基盤整備事業や園内作業道等の整備を進め、優良農地としてその確保を図る。

⑤ 久玉地区

この地区は、農地面積の多いところであり、水田、樹園地（晩柑）とも優良農地を多く含んでいる。無霜地帯である大ノ浦地区ではほ場整備を実施中であり、整備後はインゲン、スナップ、ミニトマト等高付加価値野菜生産の拠点としたい地区である。

また、国営羊角湾土地改良事業で造成した樹園地は、南向きで比較的緩やかな地形を有した、果樹（デコポン）や野菜（トマト）栽培に適した優良農地であり、地権者の協力を得ながら再整備の方法を検討し、有効利用につなげたい。

**【有明地域】**

① 楠浦地区

この地区は、水田の主要な部分については、県営ほ場整備事業における区画整理、県

営水田農業支援緊急整備事業における暗渠排水等により、基盤整備は完了している。今後は、水田の高度利用を推進しながら、急速に変化する農業構造に対応するため、作業受託や集落営農組織化による作業の効率化を図る。

樹園地については、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

#### ② 大浦地区

この地区は、水田の主要な部分については、団体営土地改良事業等により区画整理を実施するなど、基盤整備は完了している。今後は、水田の高度利用を推進するため、地区の合意形成を図りながら、排水対策や急速に変化する農業構造に対応するため、作業受託や集落営農組織化による作業の効率化を推進する。

樹園地については、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

#### ③ 須子地区

この地区は、水田の主要な部分については、団体営土地改良事業等により区画整理を実施するなど、基盤整備は完了している。今後は、水田の高度利用を推進するため、地区の合意形成を図りながら、排水対策や急速に変化する農業構造に対応するため、作業受託や集落営農組織化による作業の効率化を推進する。

樹園地については、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

#### ④ 赤崎地区

この地区は、水田の主要な部分については、基盤整備が完了しており、今後、地区の合意形成を図りながら、排水対策や急速に変化する農業構造に対応するため、作業受託や集落営農組織化による作業の効率化を推進する。

樹園地については、有数の樹園地帯であることから、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

#### ⑤ 上津浦地区

この地区は、水田の主要な部分については、団体営土地改良事業等により区画整理を実施するなど、ほ場の大区画化などの基盤整備は完了しているが、今後、急速に変化する農業構造の変化に対応するため、地区の合意形成を図りながら、更なる大区画化を目指し、県営ほ場整備事業を推進し、排水対策、作業受託や集落営農組織化による作業の効率化を推進する。

樹園地については、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

#### ⑥ 下津浦地区

この地区は、水田の主要な部分については、県営水田農業支援緊急整備事業により区画整理を実施するなど、基盤整備は完了している。今後は、水田の高度利用を推進しながら、急速に変化する農業構造に対応するため、作業受託や集落営農組織化による作業の効率化を図る。

樹園地については、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。



#### ⑦ 島子地区

この地区は、水田の主要な部分については、基盤整備が完了しており、今後、地区の合意形成を図りながら、排水対策や急速に変化する農業構造に対応するため、作業受託や集落営農組織化による作業の効率化を推進する。

樹園地については、有数の樹園地帯であることから、農道・作業道整備による省力化、優良品種への更新による経営の安定化を推進する。

#### 【倉岳地域】

この地区の平坦部の水田は、ほとんど整備済である。また、面的整備の他に灌漑用水事業により教良木ダムからの受益地があるが、当該地区においても、更なる大規模化を目指したほ場整備事業の推進が行われている。畑については、今後農道の整備を行い、集団化を促進する。樹園地については、みかん園が殆どであり、構造改善事業等により造成されているが、畑かん施設等未整備のため、農道の整備を促進し集団化を図る。また、整備にあたっては、生態系等の自然環境の保全や水土保持機能等、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の維持増進を図られるよう、計画段階からきめ細かい配慮に努める。

#### 【御所浦地域】

この地区の農用地は、島特有の傾斜を利用した帯状の階段畑である。樹園地については、補助事業等で農道の整備を実施してきたが、未整備も多く計画的な農道整備を実施し、作業効率に優れた団地の形成を図る。また、整備にあたっては、生態系や自然環境の保全、優れた農村景観の形成など農業農村が有する多面的機能の維持増進を図る。

#### 【栖本地域】

##### ① 河内地区

この地区は、山間山麓地帯であって水田は河内川流域に開け、ほぼ土地改良事業も完了している地区であるが、未整備地区においては、県営ほ場整備事業により、ほ場の大区画化を行い、担い手への農地集積を推進していく計画である。今後、中型機械の導入を促進し、本地区にあった早期米を推進するとともに、裏作等の定着化を図る。畑及び樹園地は果樹園地対策事業等により、植林、廃園されている。

##### ② 打田・馬場・湯船原地区

本地区の水田は、河内川、白洲川流域に開け、土地改良事業は一部を除き実施されているが、更なる大区画化を行い、担い手に集積を図ることを目的とした県営ほ場整備事業を推進中である。畑及び樹園地については、果樹園地再編対策事業等により激減したが、ある程度集団化し施設栽培も進んでいる。

##### ③ 古江地区

本地区は、海岸地帯で、アミダ川、稚児崎川流域に広がっている。土地改良事業も完了し、水不足を解消するため、水源となるため池の改修も実施した。今後は、機械化導入を促進し、水稲及び葉たばこ、野菜栽培等の定着化を図る。

#### 【新和地域】

##### ① 小宮地地区

小宮地新田地区については、平成7年度から13年度にかけ、ほ場整備・湛水防除・排水対策の各事業が完了しており、また関連事業として流合川河川改修事業が実施施行さ

れている。大区画化による農地の集団化・利用権設定による裏作（レタス・キャベツ・ダイコン等）や転作（キュウリ・ミニトマト・花き・バレイショ・小麦等）の推進、農業の近代化を図り担い手（認定農業者等）の育成・確保と作目の輪作・作付けの集団化、機械施設の共同利用、法人化の促進を図る。さらに、農道の整備とリースハウス事業による施設園芸の団地化と高度化利用を促進する。

宮地浦地区の農用地についても、平成25年度から実施している県営ほ場整備事業により、区画整理・用排水施設の整備を継続して実施しており、レタス・施設園芸等の野菜を主体とした作付けを推進する。

#### ② 大宮地地区

この地区は、ほとんど基盤整備が完了しているため、バレイショ・インゲン等の裏作及びイチゴ・キュウリ等の施設園芸の促進を図る。

#### ③ 大多尾地区

大部分が傾斜度1/5以上のこの地区は、平坦部が少ないので今後とも樹園地としての集団化を図るとともに一部では繁殖牛の放牧地（芝草地）として農用地の確保を推進しながら必要な基盤整備を実施する。

#### ⑤ 中田地区

この地区は基盤整備を実施しており、利用権設定等促進事業による農地の集積を行い、露地野菜栽培・転作の促進を図る。

#### ④ 碓石地区

この地区の上流は基盤整備を実施しており、また下流域についても平成15年度までに完成したため、高冷地野菜等の裏作や転作の推進を図る。

### 【五和地域】

#### ① 御領地区

新田、馬場地区の水田については、平成25年度からの継続事業として、県営ほ場整備事業を促進し、生産の合理化、農地の集団化を図る。また、畑についても区画整理を促進し、野菜の生産団地を形成する。

#### ② 鬼池地区

この地区の鬼池川、宮津川水系に属する水田は、水はけが悪いため排水施設整備等を促進し、野菜、施設園芸等の生産団地を目指す。また、暖かい気候を利用してビワの栽培が盛んであるため農道の整備、かんがい排水整備を行い暖地野菜、ビワ生産の向上を図り経営の近代化を図る。

#### ③ 二江地区

田向地区の水田については、昭和63年度に内野川河川改修と一体的に区画整理を実施した。今後は機械の共同利用による生産コストの低減、またハウス施設の導入により園芸作物を取り入れ高能率高生産農業を目指す。

#### ④ 手野地区

この地区は、内野川を挟んで水田が開け、山林地帯には樹園地が広がっている。水田については、内野川河川改修と一体的に区画整理を実施したので、転作等に対応するためハウス施設が導入され、収益性の高い農業を目指す。

#### ⑤ 城河原地区

この地区は、西南部が山間地、東は台地状の広がりを持っており、水田については手野地区と同様、内野川河川改修と一体的に区画整理を実施した。今後は、地元の生産組合等を中心に現在の農地利用を維持しながら、生産の向上を図る。

#### 【天草地域】

##### ① 福連木地区

この地区は、水田の主要な部分については構造政策推進モデル整備事業並びに中山間地域総合整備事業により基盤整備が完了している。残りの農地については小規模基盤整備等により整備するとともに農道・作業道整備により作業の効率化を推進する。今後は水田の周年利用を図りながら、農作業受託や集落営農組織の育成により農作業の効率化を推進する。

##### ② 下田地区

この地区は、小田床川水系の緩傾斜の水田については、山村振興事業等により区画整理を完了している。今後は水田の周年利用を図りながら、農作業受託や集落営農組織の育成により農作業の効率化を推進する。樹園地については、農道・作業道整備による省力化と優良品種への更新による経営の安定化を図る。

##### ③ 高浜地区

この地区は、水田の主要な部分について基盤整備は完了しており、今後は水田の周年利用を図りながら、農作業受託や集落営農組織の育成により農作業の効率化を推進する。畑、果樹園についても農道・作業道整備により作業の効率化を推進する。

##### ④ 大江地区

この地区は、水田の大半は基盤整備が完了しているが、一部未整備の箇所もあるので推進を図っていく。木原団地においては県営中山間地域総合整備事業により畑が整備され畑地灌漑設備も完備されたが、現状はバレイショを主体とした単一栽培にとどまっているため、裏作導入による農地の周年利用を図るとともに農業者の高齢化と後継者不足対策として農作業受託や集落営農組織の育成を図る。

#### 【河浦地域】

##### ① 新合地区

この地区の平坦部の水田はすでには場整備がなされており、特別栽培米を中心とした水稻の栽培が行われている。転作田や裏作には飼料用作物の栽培を行い、耕畜連携の推進を図る。また、本地区の殆どの農用地が中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払事業を推進しており、今後も事業や利用権設定などを活用し、農地の健全な維持管理を行っていく。

##### ② 一町田地区

本地区は、一町田川下流から羊角湾沿いに広がる平坦部の水田は既に基盤整備がなされており、特別栽培米を中心とした水稻、持続性の高い農業生産方式を導入したキュウリ等の施設園芸や小麦等の栽培が行われている。山間部においても転作田や裏作に飼料用作物の栽培を行い耕畜連携の推進を図っている。また集落営農に取り組んでおり、今後も営農組織を中心に農業経営の安定と優良農地の確保に努める。

##### ③ 富津地区

本地区の平坦部の水田は、すでには場整備がなされている。水稻栽培が主で、今後も

利用権設定などを活用し農地の健全な維持管理を行っていく。

④ 宮野河内地区

本地区は八代海に面した斜面に樹園地が広がり、ハウス施設を利用した高付加価値産品のデコポンの栽培が中心に行われており、今後も農業経営の安定化のために生産基盤の整備を積極的に推進するとともに、効率的な生産を推進する。

**2 農業生産基盤整備開発計画**

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
区画整理	区画整理 43ha 農地防災 1箇所 管水路 4,690m	天草中央北	71.0	①	農業農村整備事業
区画整理	区画整理 15ha 用排水路 13,000m	天草中央中	71.0	②	〃
区画整理	区画整理 28ha 用水路 780m 管路 7,000m 頭首工 1箇所 農地防災 1箇所	天草中央南	75.0	③	〃
区画整理	区画整理 93ha	天草上島	93.0	④	〃
排水改良	排水機場 5箇所 転倒堰 1箇所 ダム 1箇所	天草	449.0	⑤	農村整備事業
道路改良	橋梁 2箇所	上島中央	10,677	⑥	

付図2号 農業生産基盤整備開発計画図

**3 森林の整備その他林業の振興との関連**

本市の森林面積は、45,321haであるが、適正な管理（間伐、下草刈払い、防除等）と林道の整備を行い、林業の振興を図るとともに、森林は治山、治水等の観点からも、公益的機能と資源の有効利用を図る。

**4 他事業との関連**

該当なし

## 第4 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

農家数の減少と後継者の不足に伴い、本市では遊休農地が増加傾向にあるほか、大規模な開発行為などにより農村景観の魅力が損なわれることも危惧される。特にほ場整備が実施されていない小規模な農地に関してはその傾向が著しく、農用地としての機能を確保する対策が求められているが、中山間地域等直接支払制度による集落協定の締結や、営農組合等による農作業の受委託等により、農地としての機能を維持している集落もある。

今後は、こういった優良事例を広く推進するとともに、人・農地プランの取組により担い手への農地集積を促進しながら、地域ぐるみでの遊休農地の発生を防止し、農地としての機能保全、並びに農村景観を守る取組を推進する。

### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
防災施設	抑制工 1式	浦	25.0	1	〃

付図3号 農用地等保全整備計画図

### 3 農用地等の保全のための活動

中山間地域等直接支払制度による集落協定の締結を行っている集落（協定数206協定、面積1503.5ha）に関しては、耕作放棄地の発生防止と農用地等の保全活動のために集落全体による取り組みがなされており、今後も推進する。

また、多面的機能支払交付金制度による協定の締結地区（協定数6組織、面積1390.8ha）に関しても、集落全体による農地の保全管理が期待されるため、積極的に推進する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備にあたっては、木材の生産機能の充実及び確保を図るとともに森林の持つ水源涵養、災害防止機能など多面的な公益機能を十分発揮できるよう周辺農用地の保全に努め、森林の健全育成を図る。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市における農業を取り巻く情勢については、中山間地域という地勢的要因と、農業者の高齢化、担い手不足という人的要因が、農業労働力の減少、耕作放棄地の増加を引き起こしており、集落機能の低下が危惧されている。

このような中で、本市としては、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、本市及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で示された、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり285万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の実現及びこれらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

育成方向としては、天草市担い手育成支援協議会が主体となり、集落段階における話し合いの促進、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族 経営	不知火＋河内晩柑	110a	河内晩柑、露地デコポン (屋根掛け、デコポン、 加温デコポン)	2	220 a
	水稲＋温州ミカン＋不知火 ＋オリーブ	330a	早期水稲、極早生温州、 新早生温州、早生温州、 加温不知火、露地不知 火、オリーブ	—	—
	水稲＋肉用牛一貫	200a 69頭	水稲、肉用牛一貫(繁殖 牛、肥育牛)	1	40 a
	養豚	100頭	養豚	10	—
	水稲＋葉たばこ	300a	水稲、葉たばこ	10	3,876 a
	水稲＋バレイショ	600a	水稲、バレイショ	—	—
	水稲＋シモンイモ＋レタス	600a	水稲、シモンイモ、レタ ス	—	—
	水稲＋オクラ＋インゲン	190a	水稲、オクラ、インゲン	1	113 a
	水稲＋イチゴ＋キュウリ	100a	水稲、イチゴ、キュウリ	2	224 a
	トルコギキョウ	40a	トルコギキョウ	—	—
法人 経営	養豚	200頭	養豚	5	—
組織 経営	水稲＋レタス＋水稲受託	3,000a	水稲、レタス、水稲受託	—	—

(注) 1: 戸数は、認定農家であり、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示された営農類型に一致する農家のみ記載している。

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

### ア 農用地の流動化

本市における担い手（認定農業者、営農組織等）への農地集積率は、担い手不足による耕作放棄地の発生防止と基本構想における目標集積率（平成 32 年）38%を達成するため関係団体と連携し、担い手への農地集積を図る。

### イ 農作業の受委託・共同化

農業労働力減少への対応と、各農業者の農業機械への過剰投資を抑制するため、農作業受委託や機械の共同化を積極的に推進する。本市としては、現に農作業受託組織や機械共同利用組織が組織されている地域においては、その地域の特性、実情を踏まえながら、これらの組織を核とした集落型経営体への発展を支援する。未組織化地域においては、ほ場整備地等の面的つながりや中山間地域等直接支払制度への取り組み集落における人的つながりを中心として組織化を推進する。

### ウ 地域農業集団・農業生産組織

本市における水田・畑作経営所得安定対策加入済または加入要件を満たす組織については、今後、現に法人化されている優良事例を踏まえながら経営の安定化と法人化に向けた取り組みについて積極的に支援する。また、集落営農型経営体を志向する農作業受託組織、機械共同利用組織についても地域の特性、実情を踏まえながら支援を図る。

### エ 地力の維持増進

農業生産においては、「土づくり」が基本であることから、有効土層拡大のため、深耕や排水対策、土壌診断に基づく適正施肥により高品質・安定高収益化を促進する。

また、天草市環境保全型農業推進方針に基づき、堆肥・有機物の土壌還元等による土づくりと化学肥料・農薬等の効率的利用により、環境保全と生産性との調和に配慮した持続的農業を目指す。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### ア 認定農業者等の育成対策

天草市担い手育成支援協議会が主体となり、専任マネージャーを配置し、経営改善計画の目標達成に向けての経営相談や指導、経営改善のための融資、機械施設等の整備の支援施策の啓発活動を行い、家族農業経営活性化を推進する。また、家族経営協定の締結による女性農業者の経営参画などを推進する。

### イ 農地流動化対策

各地域において「人・農地プラン」を作成し、地域の中心となる経営体に対する農地集積を図るとともに、併せて、農業委員会が行っている農地情報登録制度を活用し、農地の有効的な利用を推進する。

### ウ 農作業の受委託の促進対策

天草市農作業受託組合等連絡協議会において、農作業受託組織、機械共同利用組織相互の連絡協調体制を構築し、組織の現況把握に努める。また、各種施設機械整備補助事業等の活用により、組織の育成・強化を図り、地域の特性や実情を踏まえながら、集落型経営体への発展を支援する。未組織他地区においては、県、JA等指導機関と連携し、地域の合意形成を図りながら組織化に向けた取り組みを行う。

エ 農業生産組織の活動促進対策

水田・畑作経営所得安定対策加入済または加入要件を満たす組織については、今後法人化を見据えた取り組みの中で、県、JA等指導機関と連携しながら農作業における労力調整、会計経理の適正化等、「経営感覚」の醸成を推進する。

オ 地力の維持増進対策

産地づくり対策交付金を活用した緑肥作物作付けの推進及び耕畜連携による堆肥等、有機性資源の土壌還元を促進する。また、天草市環境保全型農業推進方針に基づき、エコファーマー認証制度を活用した環境に配慮した持続的な農業生産方式の導入を行う農業者の拡大を行う。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本計画との関係に留意し、畜産農家と調整を図りながら、畜舎の設置、林間解放等を行い、森林施業の省力化に努めるとともに、農業施設等による間伐材の利用や、農地の整備とともに林道等の整備を進め、農林業一体となって土地の有効利用を推進する。



## 第6 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市の重点作目としては、米、野菜、果樹、工芸作物（葉たばこ・茶）、畜産、花きがあげられるが、農業近代化施設の整備については、この重点作目に係る施設の整備状況及び今後の生産の見通し、さらには、今後における農業技術の進展方向等を踏まえ、計画的に整備することとしている。

今後における施設整備の基本的な方向を重点作目別に示す。

#### (1) 米

本市における水稻は早期と普通期があり、優良品種への統一を図っている。また、基盤整備の振興とともに、大型機械等の導入を行っており、今後も基盤整備の完了に伴い、生産組織化、機械導入に取り組む。

#### (2) 野菜

主要品目として国指定野菜の夏秋キュウリ、冬レタス、パレイショがあるが、近年はミニトマト、インゲン、イチゴ、オクラ、スナップエンドウ等の施設栽培が増加している。野菜は、優良苗の確保と土づくりを推進し、作物の安定生産と品質向上を図る。

#### (3) 果樹

ミカンについては、集出荷施設と選果場の光センサーによる選果機により、高品質化を図り、JAでの一元集荷を促進する。果樹園地は緩やかではあるものの傾斜地にあり、平坦地に比べると作業性が悪く整備が必要な園地もある。このため、作業の効率化を図るため、小規模な基盤整備を中心に、運搬作業時に車が進入可能な園内作業道の整備、改植等を推進し高品質果実生産によりブランドの確立を図る。また、農家単位の施設化の推進とあわせてリースハウスの導入を行い、品質の高い果樹の産地化を目指す。

#### (4) 工芸作物（葉たばこ・茶）

葉たばこについては、土地基盤の整備を促進し、共同育苗施設及び共同乾燥施設等を整備して施設の高度利用により生産の合理化と省力化を行い、経営の安定を図る。

茶については、機械導入による省力化を行い、栽培技術の向上と経営安定を図る。

#### (5) 畜産

飼料が高騰していることから自給率の向上を図るため、飼料用稲をはじめとする飼料用作物の生産拡大と作業の効率化を目指し、関連機械の導入を推進する。耕種農家との連携をさらに密にして、糞尿の有効利用を行うため、施設管理の徹底を図る。

#### (6) 花き

今後とも高品質・周年・省力化と育苗技術の向上を行いながら栽培面積の拡大と経営安定に向けた施設整備及び団地化の推進を図る。

## 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
		受益 地区	受益 面積	受益 戸数			
「水稲」協同 栽培管理施設	楠浦町字掛場 28,000 箱	本渡五和	160ha	350 戸	本渡五和 農業協同 組合	1	
「水稲」協同 栽培管理施設	河浦町白木河 内字下古里 32,000 箱	天草西	254ha	356 戸	あまくさ 農業協同 組合	2	
「野菜」共同 栽培管理施設	河浦町河浦字 上新田 280t	河浦	0.4ha	3 戸	あまくさ 農業協同 組合	3	

付図 4 号 農業近代化施設整備計画図

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の農業振興地域の 70.6%は森林原野であるが、自然林、市有植林地、国有林地、公団造林地、個人造林地等で適正な管理を行い資源の育成、自然災害の防止等のため作業道を整備し、資源の有効利用を図る。

## 第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業就業者は、高齢化が進み、担い手の不足が著しい傾向にある。このため、農業生産に不可欠な農地とともに、担い手の育成・確保を図ることが重要な問題であり、担い手の育成・確保にあたっては担い手の効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者やUターン等による就農者が経営や生産技術を効果的に習得できる体制の整備を推進する。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市の持続的な農業の発展のためには、農業従事者の高齢化が深刻な問題であるが、今後の取り組みとして、新しい時代を担う新規就農者、農業後継者の育成・確保が課題となっている。このため、県地域振興局農業普及・振興課、JA等の関係機関と連携を図りながら、様々な研修等を実施して各種情報の提供を行い、農業に魅力を感じ、意欲を持って取り組めるような就農促進を図る。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

## 第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の総農家戸数は、2015年農林業センサスでは4,730戸であり、そのうち販売農家は2,408戸、自給的農家は2,322戸であり、販売農家のうち専業農家は979戸、第一種兼業農家は217戸、第二種兼業農家1,212戸である。小規模農家においては他産業への従事が増加すると予想されるが、長期の不況により雇用環境も著しく悪化しており、これまでの製造業を中心とした企業誘致に加え、交流人口の拡大対策とあわせた関連産業の推進、雇用環境の整備を図る。

単位：人

区 分		従 業 地								
I	II	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自営兼業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出稼ぎ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日雇・臨時雇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総計	—	18,412	16,834	35,246	1,366	764	2,130	19,828	17,628	37,456

(注) 1 資料：国勢調査（平成27年）

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市は、農業従事者の就業機会の確保のため、地場産業の育成強化と企業誘致に努めているところであり、今後は、農業従事者の就業意向を的確に把握するとともに、地場産業との協調を図りながら、観光開発及び農林水産物の天草ブランド化や島内外への流通システムの確立を推進し、地域資源の有効利用を含めた就業機会の確保、拡大に努める。

### 3 農業従事者就業促進施設

施設の種類の	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

人工林の造成、保育、間伐等の林業労働力においては農業従事者が占める割合は高く、今後は、人工林の伐期等、林業の振興とあわせて就業の機会拡大を図る。

## 第9 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

生活環境施設の整備については、生産基盤に重点を置き、充分とはいえない状況である。農村は、生産の場であると同時に日常生活を行う生活の場でもあり、明るい農村を築くためには、今後、地域住民の意向を十分に踏まえて、集落道路、集落給排水、廃棄物処理、コミュニティ施設、農村公園等の施設整備を積極的に推進し、その建設が行われる際には、大気・水環境、生態系、景観等に係る環境影響を考慮し、自然環境・生活環境を損なわない手法で整備を行う。また、地域住民の自主性と創意に基づく新しい村づくりの視点に立って、自然環境の保全を基調としながら、産業開発と社会開発を推進し、生活環境を整備して、快適な居住環境づくりと心のふれあう魅力ある地域づくりを目指す。

### 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、自然景観のみでなく、水資源の確保、空気の清浄化等、環境保全の上からも重要な資源であり、その養成保護に努めなければならない。一方、キャンプ場や森林浴等、森に心身の安らぎを求める人々も多くなっているため、森林の持つ多面的機能を広く市民に知らせ、森林環境の整備に努める。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第10 付図

別添のとおり